

て更新され、ほかに専売特許税、証券印紙税、諸会社税、煙草税、馬車税、人力車税などの13種が国税中に新設された。新税中のいくつかは、まだ基礎がないところに諸外国の税制を部分的に輸入したものもあった。この雑税整理を通じて、幕府時代以来の税制が統一的に再編成され、地租改正とあいまって、全国的な統一税制が実現した。

(2) 国税と地方税の分離

廃藩置県によって、地租をはじめとする税制統一が現実の課題となると、中央・地方間に租税の配分が問題となり、国税と地方税の分離が進められることとなった。5年8月、大蔵省は「経租ハ大蔵省ニ上納セシメ全国ノ経費ニ供ス、緯租ハ地方ニ属スル管内一般ノ諸費ニ供」することを太政官に建議したが、裁可されなかった。6年4月の地租改正問題討議の地方官会議のために、大蔵省は「経租緯租案」を用意したが、これも審議されずに終わった。改租事業開始後、地租の減収が目だちはじめるにいたって、国税と地方税の分離、租税の中央集中を急ぐこととなった。

まず「地租改正条例」によって、地租の地方付加税が地租の3分の1以内と定められ、8年2月に雑税整理が発令されて以来、雑税中の比較的有力な税目がしだいに国税に移されていった。また、8年6月の「租税金穀収納順序」(大蔵省達乙第85号)によって、地租、地券税、家禄税、蚕種印紙税、酒類税、牛馬売買免許鑑札税、船税などの、中央への送納方法が規定され、8年9月には国税、府県税の名称が設けられた。10年1月の地租の地価の2.5%への減租に伴って、地方付加税率が地租の5分の1以内に制限された。次いで11年7月のいわゆる地方3新法中の「地方税規則」(太政官布告第19号)によって、地方税は、営業税、雑種税、戸数割の3種に限定されるとともに、その支弁費目が限定された。13年11月の「地方税規則」の改正(同布告第48号)によって、地租の付加税が国税の5分の1以内から3分の1以内に増加した。これはインフレーション対策として、歳出剰余の創出による紙幣消却の元資増加のため、府県土木費、監獄費の国庫補助が廃止された事実と対応するものであった。

第4章 貨幣・金融制度の創設

幕末から明治初頭にかけて、幕藩体制下の通貨・信用制度が崩壊し、混乱に陥った。明治新政府はこの中から、純正画一の貨幣制度を確立し、この貨幣制度を支えるとともに殖産興業政策を推進する資金を供給する、近代的金融制度を創設する努力を重ねた。しかし新制度はなかなか定着せず、試行錯誤を重ね産みの苦しみを通じて、次の時期の貨幣金融制度の確立へと準備を整えた時期であった。

第1節 近代的幣制確立への歩み

1 明治初頭の通貨流通状況と貨幣をめぐる外交軋轢

明治初頭に日本国内で通用していた通貨は、次のようであった。

- (1) 金銀貨…徳川幕府が鑄造した金銀貨。金貨は、大判(儀典用で一般には通用していない)、小判(1両、10枚で大判1枚)、2分判(2枚で小判1両)、2朱判(8枚で小判1両)があり、銀貨は、1分判(4枚で小判1両)、1朱判(16枚で小判1両)のほか、秤量貨幣としての丁銀・豆板銀があった。
- (2) 銅・真鍮・鉄銭…幕府が寛永年間以後鑄造した小額貨幣。寛永通宝(銅1文銭・6000~8000枚で1両、真鍮4文銭・1500~2000枚で1両、銅4文銭・1800~3500枚で1両、鉄1文銭・7000~10000枚で1両)、天保通宝(真鍮当百銭・60~100枚で1両)、文久通宝(銅4文銭・1500~2500枚で1両)。
- (3) 藩札…幕府の許可を受け、または無許可で各藩領地内に通用していた紙幣で、金札・銀札・銭札・米札などがあり、細別すれば凡そ1,600種以上

にもものぼった。

旧幕時代に貨幣の鑄造権を掌握していた幕府は、財政の不足を貨幣の改鑄益で埋めるため、たびたび貨幣を改鑄した。そのため、貨幣の品位は次第に劣悪化し、良貨は富豪の庫中に退蔵され、品位の劣る貨幣が市場に出回る状態となった。そのうえ開港後、外国通貨と日本の金銀貨が同種同量で交換される体制となったため、幣制は大きく変動した。

安政元（1854）年3月に締結された日米和親条約は、米国人の物品購入代価を米国の金銀貨で支払うことを容認し、次いで同4年5月の日米条約では、双方の通商支払いには金銀それぞれ同種の貨幣を同量で交換する規定が盛り込まれた。これは、翌安政5年の修好通商条約に持ち込まれ、幕府は米・英・仏・露・蘭各国と、①外国貨幣・日本貨幣間の同種同量通用、②開市1年間は外国人の望み次第、幕府が貨幣の交換にあたる、③日本貨幣（銅貨を除く）の輸出は自由、と取り決めた。ところで、国際的な金銀比価は1850年代から1：15ないし16であった。日本の金銀貨の比価は海外より金安銀高であり、開港直前の安政年間の改鑄により1：10.5内外となっていた。そこで、当時の貿易通貨として東洋市場に流通するメキシコ・ドル銀貨（墨銀、洋銀ともいう。以下では「洋銀」と呼称。）を日本の銀貨に替え、銀貨を金貨に両替して輸出すると、金山を掘り当てたような儲けとなったので、日本の金貨は滔々と外国に流出した（米金貨99ドル→洋銀100枚→安政1分銀311枚→2分判金155.5枚→米金貨150ドル）。幕府はその非を悟り、安政6（1859）年以降1分銀の品位を洋銀と同質に落とし、1分銀4枚を1両とし、翌万延元（1860）年より1分銀を基準とし国際比価にならって量を減じた2分判金、2朱判金および1朱銀を鑄造した。したがって、日本の金銀貨とくに金貨の品質は短期間に減価し、幕末の経済に混乱を与えた。

そのうえ、幕末から明治初頭には賈貨が横行し、通貨混乱をいっそう助長した。とくに維新戦争の軍費等を捻出するため、幕府方についた東北諸藩やその他の大藩では、2分判金等の賈金を盛んに私鑄した。新政府は明治1（1868）

年8月、貨幣の賈造嚴禁を諸藩に命じたが禁令の効果は薄く、当時江戸・大阪・京都等の市街地の両替店に出入する2分判金の7～8割は賈貨であったと言われている。また、新政府自身も財政不足のため、同年4月会計官中に貨幣司を置き、幕末に幕府が鑄造した2分判金・1分銀・1朱銀の鑄造を管掌させ、4月から江戸金座、5月から大阪長堀金座で、劣位の貨幣鑄造を再開した。

各国の公使は賈金横行に対し、明治2（1869）年1月、連帯して新政府に抗議の公書を発した。抗議の趣旨は、慶応2（1866）年の改税約書によれば、1分銀の質量は銀分90%以上全量は134グリーン、1分銀311枚で洋銀100枚に当たるが、最近では1分銀の時価が下落し、洋銀100枚が1分銀340～350枚となり、外国人の損失は大きい。これは条約の銀位より劣った貨幣を鑄造しているのではないか、というのである。これに対処して、政府は回答に先立ち同年2月、太政官中に造幣局を新設し新貨幣の鑄造を管掌させ、貨幣司と旧幕以来の金座を廃止し、貨幣司が管理していた金銀地金・古金銀等を出納司に移管した。また、東京に金銀貨幣鑒封所を設置して公納金を検査し、京都・大阪・横浜・兵庫・長崎に貨幣改所を設置して貨幣の真贋鑑別の体制をつくった。次いで5月には、賈金の授受行使に嚴罰をもって臨む旨を布告した。

この間、公使団の再度の催促にもかかわらず、政府は正式回答を延期していた。2年7月、外国公使側は賈金の取扱等について日本政府要人と会談したい旨申し入れた。そこで7月12日、高輪応接所において貨幣会談が開催された。出席者は、英仏米独伊5か国公使と三条右大臣・岩倉大納言・沢外務卿・寺島外務大輔・大隈大蔵大輔・伊藤大蔵大丞であった。会談で日本政府が明らかにしたのは、要旨次の点である。

- (1) 諸藩の鑄造貨幣はすべて賈金であり、賈金の通用は許されるものではないが、両替店で賈金に時価をつけて兌換するものがあり、既にこれを嚴禁した。
- (2) 日本政府は近日新貨幣を鑄造し、従来の貨幣・紙幣を併せて兌換する。
- (3) 従前に政府が鑄造した貨幣で、品位の劣悪なものがあつた場合は兌換に

応じる。

(4) 外国人手持ちの1分銀のうち、諸藩が私鑄したという確実な証拠がある場合は兌換に応じるが、私鑄2分金貨は兌換に応じない。

こうして、貨幣をめぐる外交交渉を漸く切り抜けた政府にとって、貨幣制度の確立は早急に対処すべき課題となった。

2 幣制確立への歩みと「新貨条例」

成立草々の新政府は、既に明治1年4月、流通貨幣を分析した結果、品位量目が統一を欠き粗悪であるとして、純正画一の貨幣の鑄造を決定し、香港の英国造幣局の器械購入を契約した。8月造幣器械が到着すると、大阪に造幣場建設が進められ、翌2年2月、外国の抗議に対処して太政官に造幣局を設置し、新貨の鑄造を管掌させた。次いで3月、朝議は大隈外国官副知事兼会計官参与及び久世治作造幣判事の意見をいれて、新貨幣の形状は円形とし、価名に十進法を採用することを決定した。また、新貨幣の品位量目については更に検討を重ね、2年11月、本位銀貨の品位量目を次のように規定する銀本位制の採用を決定し、外国使臣に通告した。すなわち、新本位貨幣は「其量目ハ我カ七匁弍分弍厘五九二（即英国全量「トロイ」四百十六「ゲレーン」）ヨリ減スルコトナク、其質純銀十分ノ九ノ銀貨ニシテ墨是哥「ドルラル」ト同品位ナリ。」とし、補助銀銅貨及び定量は確定しないが金貨も鑄造する予定としていた。

新本位貨の品位量目決定直前の2年11月、建築中の大阪造幣工場に火災が発生し、香港から購入した器械もろとも屋舎が焼失、貨幣の鑄造準備は遅延した。しかし、新たに器械を発注して建築を続行し、翌3年3月には造幣技師の英国人ウィリアム・キンドルを造幣首長に任命して準備を急ぎ、同年11月に銀貨の鑄造が開始され、4年2月15日、大阪造幣寮に諸外国公使を招待し、開業式を挙行了した。

ところで、財政調査の目的で3年10月米国に渡航した伊藤大蔵少輔は、同年12月、貨幣金融制度の改革に関し、米国から意見書を大蔵卿に提出した。その

大要は、

- (1) 先進国の幣制は金本位制に変わってきており、日本は銀本位の決定を替えて金本位制を採用し、その際秤量の単位をメートル法とすること。
- (2) 太政官札等政府紙幣を消却するため、金札引換公債証書を発行すること。
- (3) 米国のナショナル・バンクにならって国立銀行を設立させ、金札引換公債を抵当にして紙幣を発行させ、金融を円滑化すること。

という提案である。この3項目は互いに補完しあい、純正画一の金本位幣制のもとに、国立銀行設立によって不換紙幣を消却し、国立銀行に公債抵当で紙幣を発行させて金融疎通を図る、という意見であった。

第1の提案について検討した大蔵省は、在米の伊藤に対し4年4月、伊達大蔵卿・大隈参議・井上少輔・渋沢大丞連名で、金本位制採用と決めた旨を回答している。ただしその中で、各国公使及び東洋銀行支配人とも相談した結果、洋銀と同位の1円銀貨の廃止は貿易が不便となり、日本にとって得にならないという彼らの忠告があるので、「公然談判之上」やむを得ないときは、貿易銀として1円銀貨を残すこと、また、銀地金の金貨交換が多額にのぼると、本位金貨が不足する心配があるので「金銀比較之相立方ニテ予防充分ニ行届可申敷」と所見を申し送った。こうして金本位制の貨幣法規「新貨条例」は、太政官の承認を経て4年5月10日布告された。その要旨は次のとおりである。

- (1) 貨幣の呼称を円とし、円の100分の1を銭、銭の10分の1を厘として、十進法により算則する。
- (2) 原貨を1円金貨とし（品位金9・銅1、純金の重量1.5グラム）。20円・10円・5円・2円・1円の5種の本位金貨（品位は原貨と同じ、金分は価格に比例）は、公私に無制限に通用する。
- (3) 銀貨は補助貨幣であり、50銭・20銭・10銭・5銭の4種（品位銀8・銅2）とし、1口の支払いは10円までに制限する。
- (4) 補助貨の銅貨は1銭・半銭・1厘の3種とし、1口の支払いは1円に制



1円銀貨

限する。

(5) 当分のうち開港場における輸出入品その他の諸税納付及び内外人の通商取引に用いるため、1円銀貨（純銀重量24.260626グラム、全量26.

956363グラム＝416グリーン）を鑄造し、貿易銀とするが、内地諸税に用いることはできず、開港場以外には通用しない。ただし、私取引に示談で授受する場合は、何処でも差支えはない。

(6) 各開港場の諸税の受取りにつき、1円銀と本位金貨の比較は当分、銀貨100円につき金貨101円の割合とする。

以上のように、「新貨条例」は金本位制を採用しているが、貿易銀として1円銀貨が開港場に通用することを認めたので、実質的には金銀複本位制であった。



貿易銀

なお、貿易銀の1円銀貨は、東洋市場に一般的に通用していた洋銀（メキシコ・ドル貨・全量41715/17グリーン）より若干軽量の香港ドル貨と同位同量であった。

また、本位1円金貨と貿易銀1円の金銀比価は1：16.17（1.5グラム：24.260626グラム）であり、公価が銀貨100円につき金貨101円であるから、法定金銀比価は1：16.01となる。当時のロンドン銀塊相場の金銀比価は1：15.57前後であり、日本の幣制は国際比価より銀安金高に設定されていた。これは金貨の流出を防止する目的であったと考えられる。

3 政府紙幣の発行・回収と藩札の整理

太政官札（金札）は、幕府征討費の財源に窮した新政府が、殖産事業への資金供給を名目に掲げて発行したことは既述した（第2章第1節）。太政官札の発行は太政官会計局が管理し、京都の銀座で10両・5両・1両・1分・1朱の5種を製造、明治1年5月から2年7月までに4,800万両を発行した。大部分は、中央政府及び府藩県の経費の財源として使われたが、不換紙幣の大量散布と新政府の信用が確立していなかったため、発行当初は太政官札の対貨幣相場が下落した。政府は1年6月、金札と正金（金銀貨のこと）間の両替に間差を付すことを厳禁し、9月、租税等公納に金札の使用を布告したが、金札相場の回復には効果がなかった。そこで同年12月、金札の時価通用を許し、公納金は暫く紙幣120両を正金100両とする旨令達し、金札流通に関して処罰した者を特赦した。

2年2月金銀座を廃止すると、外国人への支払いその他やむをえない場合を除くほか、政府支払いには正金を排し、総て太政官札により時価で支払うこととした。次いで2年4月、新設の造幣局で鑄造する新貨幣との兌換を予定するという理由で金札相場を廃止し、翌5月には、当年冬から5年までに政府新貨幣をもって金札を兌換すること、兌換に漏れた札には月0.5%の利子を付すことを布令した。その頃になると、太政官札は市場一般に流通するようになった。政府の兌換布令の効果とともに、明治政権の基盤が固まり信用が回復したことと、賈の金銀貨が盛んに出回って鑑別が難しいため、紙幣が好まれる風潮となったためである。

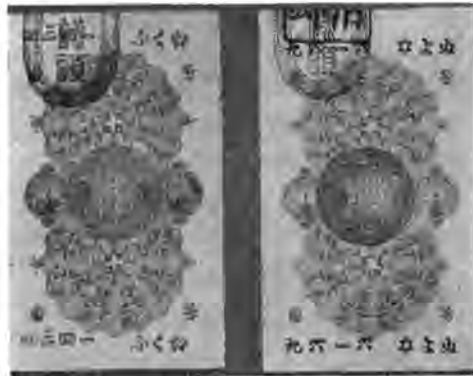


民部省札

次いで、太政官札発行額4,800万両のうち、



ドイツに注文して作った新紙幣 表



同上 裏

1分・1朱の小額札は620万両余に過ぎなかったから、流通が一般化するにつれ小額取引に不便を感じるようになり、2年9月、民部省通商司から民部省札を発行することが布告された。これにより、2年10月から3年10月までに2分札・1分札・2朱札・1朱札の4種の民部省札750万両が発行され、太政官札と引換えられた。

こうして太政官札の流通が盛んになると、贋札が盛んに出回りはじめた。贋札は海外からも流入し、国内にも贋造所があった。政府は海関の検査を厳重にし、国内での探索を強化して摘発に努めるとともに、根本的贋札対策として、3年6月ドイツのフランクフルトに精巧な新紙幣の印刷を委託し、太政官札と交換することを決定した。

この新紙幣（ゲルマン紙幣とも呼ばれる）の準備が完了し、発行されたのは5年4月であった。

次いで4年7月、政府は廃藩置県の当日、藩札をこの日の相場によって引き換えることを布告した。4年12月、政府は藩札準備金の政府への納入を命じ、次いで藩札は太政官札・民部省札とともに新紙幣へ引換えることを予告した。政府の4年9月調査によれば、藩札の種類は1,694種、新貨換算3,855万余円であった。廃藩前の流通高は更に多額にのぼり、政府に申告されたものだけでも

4,036万余円あったが、廃藩前の禁令により交換を認められなかったものや、藩庁で回収済のものもあって、この額となった。政府は5年5月以降、貢納で領収した藩札を新紙幣に交換して使用し、同年8月から5銭以上の藩札の交換を開始した。次いで7年9月以降5銭未満の藩札321万余円の小額補助貨との交換を開始し、12年6月すべての藩札の交換を完了した。その結果、3,855万余円の藩札を廃藩時の各地の時価で換算する等の措置により、政府が交換義務を負った額は2,493万余円となり、この間の切捨て率は37%に及んだ。なお、実際新紙幣と交換された額は2,291万余円で、他は貸付返納金等で消却した分と散失分である。切替えを認められなかった藩札等を含め、流通藩札の相当部分が切り捨てられ、藩札整理の過程で通貨収縮・デフレ傾向をもたらしたと考えられる。

4年5月「新貨条例」が公布され、造幣寮で新貨が鑄造されたものの、4年7月の廃藩置県前後は国費の入用が多く、4,800万円という多額の太政官札を新貨幣と交換する財源は捻出できないばかりか、さらに紙幣を発行して財政不足を補填する必要があった。そこで発案されたのが、大蔵省兌換証券及び開拓使兌換証券の発行である。両者とも大蔵省管理下に三井組の名義で発行された正貨兌換証券であり、準備金を用意し、兌換可能な紙幣であった。4年9月締結された大蔵省・三井組間の契約によれば、①新貨が十分に流通するまで正金兌換証券を三井組の名目で発行する、②租税その他公納に使用可、③大蔵省の都合で予め三井組に証券を渡すが、発行は時々大蔵省が命令する、④証券10万円に5万円を目途に準備金を大蔵省から三井組に預託するが、準備金はさしあたり在来貨幣9割・新貨幣1割とし、引換に不足するときは増加する、⑤手数料の代替として、準備金なしに発行高の2割を三井組の自己資金として使用してよい（この条項は、5年7月に修正）、となっている。大蔵省兌換証券は4年10月から、10円・5円・1円の3種で総額680万円が発行され、8割は大蔵省の公費に、2割は三井組の融資に使用された。なお、この証券は新貨鑄造に応じ兌換する約束であり、5年3月までに151万余円（発行高の22%）が兌

換請求にあったが、引揚げ兌換証券は再度市場に散布された。

開拓使兌換証券は、2年7月創設された北海道開拓使に資金を供給するため発行された証券で、発行方法は大蔵省兌換証券と同様である。発行額を250万円と定め、準備金はその3分の1を開拓使が三井組に預託すること、当初は通用期間を10年に限り、期限後は証券を引揚げ消却することなどが大蔵省・開拓使間で契約された。この証券は5年1月から4月までに10円・5円・1円・50銭・20銭・10銭の6種、総額250万円が発行された。うち118万円は開拓使管区の住民への貸付に使用され、82万円が開拓使の経費に、50万円は三井組の融資に向けられた。なお開拓使は、経費不足から兌換証券の増加を要請したが、大蔵省は住民貸付分118万円を6～8年に引上げ消却することを条件に、5年8月新紙幣で110万円を開拓使に下げ渡した。

4年12月の布達により、太政官札・民部省札・藩札は順次新紙幣と回収交換されることとなったが、ほかに大蔵省兌換証券・開拓使兌換証券の発行があり、政府紙幣は増加の傾向にあった。そこで大蔵省は5年6月、紙幣の市価維持と兌換証券の準備として、金庫準備金を設置した。準備金は常用の国庫金と明確に区分して出納寮に保管する歳入歳出外の資金である。設置に際し大蔵省は、内規により準備金の運用を規制した。その要旨は、①大蔵省兌換証券の兌換原資とする、②市価維持のため紙幣・公債等を購入する、③兌換により回収した証券等を運用して金銀地金等を購入し、これを新貨に鑄造させ、または国庫常用に時価で売却して増殖する、④国庫常用金と混同しないよう出入に厳重なチェック体制を採ること、等である。次いで6年1月、井上大蔵大輔は正院に建議して、準備金は5年6月の1,130万余円から6年1月までに増殖して1,600万円となったこと、これは兌換証券の準備であり歳入歳出外に増殖するもので、国庫金の不足補填に使用してはならず、将来の通貨流通の基礎として年々増殖を計る、と述べ、準備金の性格を政府内に明示した。

新紙幣による既発行紙幣の回収交換は、5年4月から藩札の交換を開始し、太政官札・民部省札は当初租税その他の公納分を交換していたが、7年10月か

らは地方各庁公納分も新紙幣に交換した。また大蔵省兌換証券は、5年6月に準備金が創設されると、兌換に応じて引き上げた証券を再出して金銀地金の購入資金等に充て、消却されなかった。その後8年1月第3号布告によって、一般に流通している太政官札・民部省札に加え、大蔵省兌換証券も8年5月末をもって通用期限とし（期限は後に延期）、新紙幣に交換することを定めた。これは前年12月の大隈大蔵卿の太政官稟議によるもので、旧札の賈造防止と流通紙幣の統一を目的に掲げていた。しかしこの布告によって、2年5月いったん新鑄造貨幣との交換を約束した太政官札も、兌換紙幣として発行された兌換証券も、すべて不換紙幣である新紙幣と化すこととなった。

ここに後述する国立銀行紙幣等を含め、4～9年までの各年末紙幣流通高を掲げておく（第1-5表）。明治初年は藩札や旧金銀貨が流通しており、為替会社紙幣も流通しているが、日本国内で紙幣流通が一般的となった明治4年末からの統計である。なお、政府紙幣である太政官札・民部省札・大蔵省兌換証券・開拓使兌換証券並びに藩札は、明治12年までに順次新紙幣と交換された。2年10月から発行され、6年4月から回収消却を開始した各為替会社の金券は、消却直前の金券発行額が634万余両であったが、各年末流通額の記録がないので表には掲上げていない。また、海港場で通用する洋銀券（この時期は各年末20～60万円程度）は除外している。通貨流通という点では、補助貨も新旧貨入り混じって流通していたが、流通額が不確実なので除外し、本位金貨や貿易銀は貿易や外国人支払い等に用いられていたが、国内一般に流通していないと考えるので統計では除外した。5年には藩札整理の関係で紙幣流通額は減少しているが、仮に4、5年末に約635万円の為替会社金券が流通していたと見ると、5年から6年にかけての紙幣総量の増加はないものと見られる。9年に国立銀行紙幣の増加等で紙幣流通高は上向きとなるが、総じてこの時期の紙幣は1億円前後で推移したと見られる。

第1-5表 紙幣流通高(明治4~9年)

(単位:千円)

種別 \ 年末	明治4	5	6	7	8	9
政府紙幣	60,272	68,400	78,381	91,902	100,362	105,273
太政官札	48,000	43,251	36,574	26,574	6,281	3,202
民部省札	7,500	7,475	7,248	6,378	1,338	1,540
大蔵省兌換証券	4,772	6,800	6,616	1,340	118	16
開拓使兌換証券	—	2,500	2,118	402	39	5
新紙幣	—	4,774	24,435	56,108	83,798	88,687
予備紙幣繰替発行	—	3,600	1,100	1,100	7,788	11,824
藩札	38,551	24,904	19,234	4,654	1,101	607
国立銀行紙幣	—	—	853	803	234	1,655
総計	98,823	93,304	98,468	97,359	101,697	107,535

注: 1. 明治5年末は改暦のため5年11月末の計数。

2. 明治4~5年に流通していた為替会社金券の流通額は不明のため掲上していない。

出典: 大蔵省「明治貨政考要」(大内兵衛・土屋喬雄『明治前期財政経済資料集成』第13巻) 158~59ページ付表及び228ページ。ただし、明治4年末は日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』183ページで補正。

第2節 信用制度の創設と国立銀行

1 明治初年の鉄道外債

明治2年、英国人ホラシオ・ネルソン・レーが外債募集による鉄道建設計画を日本政府に建議した。それは、鉄道起工費を英貨300万ポンドとし、東京・横浜間その他3線の鉄道を建設する計画であった。当時政府内では、鉄道建設が懸案となっていたので、まずレーを通じて100万ポンドを借り入れて鉄道建設等に充てることを決定し、2年11月、レーと契約を交わし、また、鉄道建設のための資金調達を委任する命令書を発した。

3年3月、レーはロンドンにおいて、日本政府代理人レーの名義により「日本帝国政府海関税抵当公債100万ポンド」の募集公告を行った。公告によれば、この公債の発行条件は、発行価格100ポンドにつき98ポンド、年利9%、3年据置後10年間で抽選償還、発行目的は鉄道敷設であり、海関税のほか今後課収すべき諸税を抵当とし、更に今後建設する鉄道の予想収益をも付加抵当としていた。また、公債の発行引受会社は在ロンドンのJ. H. シュローデル社で、東洋銀行を通じて日本政府から元利金を受領して元利払を行うこととなっていた。

大蔵省では、ロンドン・タイムス掲載の記事により、事後に公債公募とその条件を知って驚き、その対策を検討した。レーとの契約の内容は、レー及びその友人から100万ポンド(日本金貨換算488万円)を年利12%で借用するとあって公募の条件と異なり、レーに対する命令書は先方の作成したもので、表現が曖昧であったからである。結局、レーとの契約を解約し、募集した公債を買収して、改めて東洋銀行に委託し新規に公債を募集する方針を採ることとし、3年6月、大蔵大丞上野景範のロンドン派遣を決定した。しかし、ロンドンでの折衝の結果、既に公募した公債を買収することは難しく、公募の公債証書をそ

のまま認めることになった。また、レーには7万ポンドの違約金を支払い、関係を絶った。

日本政府の初めての外債発行は、苦い経験を積んだうえ、レーの公募した条件の9分利付英貨鉄道公債100万ポンドを公認することになった。この公債の実収額478万2,400円は第3期の歳入に計上され、東京・横浜間の鉄道建設その他の費用に充てられた。

2 通商会社・為替会社の育成

通商司は明治2年2月、外国貿易を所掌する外国官の一司として各開港場に設置され、同年5月会計官に移管されて、本司を東京会計官内に、支署を各開港場及び京都・大阪・堺等の物産集散地に置いた。翌6月通商司は、貿易・通商のみならず物価平均化・貨幣流通・相場を制すること、両替商・商社等の設立認可、水運の掌握、商税の監督、諸商人・職人の株仲間制度、諸契約の制度改正など、広範な権限を委任された。そこで、通商司は各地で民間の富商・商家に働きかけ、資本を糾合し西欧の株式会社制度にならった共同経営企業としての通商会社・為替会社及び商社を設立するよう勧奨した。通商会社（3年7月開商会社と改称）は外国貿易・金融の媒介・廻漕その他通商を自ら営業し、同時に諸商社を指導・援助する組織であり、為替会社は通商会社に資金を供給し、両会社が提携して通商・貿易を発展させることが期待された。為替会社は2年5月から3年にかけて、東京・横浜・京都（西京）・大阪・神戸・新潟・大津・敦賀の8か所に設立され、社中の出資金（身元金）と政府から貸し下げられた官金をもって、預金受入・貸付金・為替業務・両替等の金融業務を営業し、紙幣の発行権が与えられた。身元金の総額は8社で236万余両、官金貸下総額は不明であるが、創設時に東京・大阪・横浜・西京・神戸5社に162万余両が貸し下げられた。神戸への23万両のうちの15万両は正金であったが、他は太政官札である。そのほか、政府は官金を委託して為替会社に運用させる等の保護を与えた。

為替会社発行紙幣には金券・銀券・銭券・洋銀券がある。金券は正貨兌換の紙幣で、2年9月から3年3月までに8社に発行を許可した金券総額は634万余両にのぼった。当初準備金の規制はなかったが、後年は発行額と同額の準備金を置くよう指導された。銀券は2年6月東京為替会社から53万余両が発行され、銭券は2年9月、大阪・西京の2社から268万余貫（金1両につき銭10貫文で換算すると26万余両）が発行された。銀券・銭券はともに小額貨幣の不足に対処して発行されたもので、民部省札が発行されると、3年3月銀銭券の発行を停止し引換消却を行った。洋銀券は横浜為替会社1社に発行を許可した紙幣で、邦人が横文字手形（為替手形・約束手形）の使用に慣れず、損害を被るのを防ぐため、外国銀行手形（紙幣）と同様な洋銀券を発行したいという要望に応えたものである。洋銀券発行準備金は発行額と同額と定められ、洋銀・日本正貨のほか外国銀行洋銀手形を準備金に加えることが許され、3年4月から150万ドルの発行が許可された。洋銀券はその後、品質が粗悪であり新貨を発行すると券面の「メキシコ・ドルラル」の横文字が不穏当になるという理由で、新洋銀券を東洋銀行を通じロンドンに注文し、5年7月から旧券との交換を開始した。

以上述べたように、為替会社紙幣の発行許可高は、金券・銀券・銭券・洋銀券合計865万両弱となる。これは一時に全額が流通したわけではなく、銅銭不足解消のため暫定的に発行した銀銭券を除いては、正貨兌換を建前としていた。しかし、資本金（身元金）及び官金貸付額に対し、その倍額を超える金券発行は、官の援助を頼んでの放漫経営による滞貸等のために、為替会社に多大の損失を与えることになる。

4年7月、大蔵省の組織改正で通商司が廃止され、開商会社（通商会社）は所在地府県庁の管轄となった。また為替会社に対しては、大蔵省出納司が発行紙幣・準備金等の検査・監督に当たったが、融資先の営業不振のため業績は悪化していた。後述するように、5年11月布告の「国立銀行条例」によって為替会社は国立銀行へ転化する道が開かれたが、横浜為替会社を母体に第二国立銀

行が設立されたに止まり、他の7社は多額の損失を抱えているため、銀行に転身できず解散に追い込まれた。うち、身元金を取崩して損失を補填し自己責任で清算できたのは、大津・敦賀の2社のみであった。他は貸付金を回収し、身元金・準備金・手持ち金を取崩しても、預り金返済・紙幣消却の資金に不足であった。

清算に際し大蔵省は、先ず大阪・西京・神戸3社の不足金合計52万余円を、紙幣寮の未発行新紙幣により一時融通し、6年4月3社に貸し出した。交渉に当たった井上大蔵大輔によれば「会社頭取共ヨリ官府ノ御世話有之損毛ニ相至候事不少趣種々苦情申出」があったという。この貸下金は、当初徐々に返済することを条件としたが、同年9月取決めを改定し、3社で即時10万円余を上納し、残金42万余円は政府負担として処理された。次に東京・横浜・新潟の3社は、相互に貸借関係が絡みあっていた。東京開商会社は政府の要請により、維新戦争後の北海道・東北方面への救済融資・牧野開墾事業等を行ったため、多額の損失を計上し清算は困難であった。そこで、新潟為替会社の損失25万余円を東京開商会社・東京為替会社・横浜為替会社3社の負担として、新潟会社の発行金券の消却を行った。次いで6年8月の政府決定により、横浜為替会社については政府貸下金の返済残高15万円のうち4万円を即時納付させ、残金11万円の返済を免除した。東京開商会社・為替会社両社には、政府貸付金28万円の返済を免除し別に34万円を下付したので、計62万円の政府損失となった。こうして為替会社各社は、6年11月末から7年2月末までに、それぞれ金券の発行を停止し、紙幣の引揚げ消却を行った。なお、横浜為替会社発行の洋銀券は、第二国立銀行に引き継がれた。

3 「国立銀行条例」の制定と金札引換公債

在米の伊藤博文からの建白のうち、金本位幣制については4年5月の「新貨条例」として結実したが、金札引換公債発行と国立銀行設立については、なかなか決定しなかった。当時、太政官札・民部省札の政府紙幣は鑄造された新貨

幣によって兌換する約束となっていたが、政府財源の不足補填のために政府紙幣は益々増加の傾向にあり、紙幣の正貨兌換は困難な情勢にあった。紙幣発行銀行の構想は、これをどのように解決するかで議論が分かれた。すなわち、「ナショナル・バンク」か「ゴールド・バンク」かの選択に迫られたのである。「ナショナル・バンク＝国立銀行」は伊藤案により米国のナショナル・バンク（国法銀行）にならって、資本金の一部（太政官札等）を割いて購入した公債を政府に預託して、公債抵当の銀行券を発行する銀行の設立案である。「ゴールド・バンク＝金券銀行」とは、先ず準備金を蓄積し、英国のイングランド銀行のような中央銀行を設立し、金貨兌換の銀行券を発行する案である。後者は、英国ロンドン大学及び米国ワトガース大学に3年間留学して帰朝し、4年2月大蔵省出仕となった吉田清成の献策によるものであった。4年4月の大蔵省幹部（伊達・大隈・井上・渋沢・吉田）連名の伊藤宛御用状には、「イツレ真貨準備之会社ヲ設ケ西洲普通之『バンクノオト』法ニ帰セシメ、往々紙幣真貨ノ別ナク互用ノ道相立候上ニテ始テ紙幣ノ実理活法ヲ得ルト可申、然ルニ即今稀少之会社ヲシテ右紙幣発行ニ従事セシメ候ハハ他日正貨会社設立ニモ差支可申」と、伊藤意見に批判的な意向を示しながら、まだ論議の途中なので実地研究の成果を直接聞きたいと、伊藤の早急な帰朝を求めている。

6月帰朝した伊藤は、米国流のナショナル・バンク設立案を枉げず論述説得につとめ、11月12日には岩倉全権大使一行の副使として横浜を出航する。論戦の結果大蔵部内では、12月初頭には伊藤のナショナル・バンク案採用を決定した。井上大輔・吉田少輔から米国出張中の中島信行宛への12月2日付書簡によれば、ナショナル・バンク案を採用したが、米国の制度と全く同じではなく、例えば米国では資本金の3分の1の公債を抵当に発行高の25%の準備金で紙幣を発行できるが、日本では25%の準備では心配なので、公債証書を抵当としたらえに、準備金は発行額の6～7割にするつもりだと述べている。

このように、紙幣発行銀行について検討が続けられているとき、民間から相次いで銀行設立の申請が提出された。4年7月の三井組バンク、同年12月の東

京銀行、5年2月の小野組バンク、5年3月の江州バンクがそれである。三井組を除く3件はいずれも西欧の普通銀行設立を目指すものであったが、三井組バンクは発行額の75%の正金を準備に、凡そ150万円から200万円の兌換紙幣発行を予定し、発行紙幣はイングランド銀行の法にならって公納その他一般に通用するものにした、という案であった。早速大蔵省は、三井組バンク設立を太政官に申請して裁可を得、8月いったん三井組に設立許可を与えたが、一転してこれを取り消した。立案中のナショナル・バンク方式の銀行を設立させるためである。

民間からの銀行設立要請にも触発されて、伊藤案に手を加えた国立銀行制度創設案の準備が進められた。5年6月、条例草案は太政官に提出され、8月その認可を経て、5年11月15日「国立銀行条例」が公布された（太政官布告第349号）。要旨は次のとおり。

- (1) 国立銀行は5人以上の株主による株式会社とし、地域の人口により資本金額に制限を設ける（人口10万人以上の都会は資本金50万円を超えること等）。
- (2) 資本金の60%を金札引換公債に換え、公債は発行紙幣の抵当として大蔵省出納寮に預託する。
- (3) 資本金の40%は本位貨幣により、紙幣兌換の準備金として銀行に積み立て、常に紙幣発行額の3分の2の準備金を保有すること。
- (4) 大蔵省は、抵当の公債と同額の銀行券（製造は官費）を銀行に渡し、発行を許可する。紙幣の金貨引換え希望者があれば、銀行は正貨兌換を拒んではならない。銀行券は正貨と同様に公私に無制限に通用する。
- (5) 預金に対して25%の支払準備を保有し、1口の貸付金は資本金の10%を超えてはならない。また、自行株式を引当てとする貸出をしてはならない。

「国立銀行条例」公布に先立つ5年8月、政府は金札引換公債の発行を予告した。すなわち、太政官札（金札）については引き続き国事多端で「即今一時正

金交換ノ儀難出来ニ付追々其手筈ニ可相成候得共」さしあたり金札・民部省札・新紙幣を大蔵省に提出して公債に換えることを望む者には、交付する公債に年々6%の利息を付ける、という公告である。そして翌6年3月30日「金札引換公債証書発行条例」が公布された（太政官布告第120号）。金札引換公債は年利6%、期限15年（3年据置後、抽選償還）で、当初は内外人ともに売買譲渡は自由であった（8年8月第31号布告により外国人を除く）。なお、この公債は国立銀行により発行紙幣の抵当として購入されたほか、一般の購入者は少なく、12年1月までに僅かに200万円余を発行したに過ぎなかった。

4 国立銀行の営業不振と「新貨条例」の改正



第一国立銀行の浮世絵

国立銀行は設立認可順に第一国立銀行から番号が付され、6年末までに5行が認可されたが、設立されたのは第一（東京、6年7月開業、資本金250万円）、第二（横浜、7年8月開業、資本金25万円）、第四（新潟、7年3月開業、資本金20万円）、第五（大阪、6年12月開業、資本金50万円）の4行で、第三国立銀行（大阪）は創立総会で紛議を生じ、開業に至らなかった。第一国立銀行は三井組・小野組の提携により設立された最大の銀行であり、国庫金取扱を委任されて為替方に任じられたが、7年11月の小野組の破産により、8年8月臨時総会において小

野組持株70万円その他100万円の減資を決定、翌9年1月から資本金150万円の銀行となった。また、第二国立銀行は横浜為替会社からの転身であり、引き続き洋銀券の発行を許可された。

ところで、日本の貿易は明治初年以来年々入超傾向にあり、金銀の海外流出が続いていたが、明治6年頃から国際的に銀価が下落し始め、明治7年には日本の法定比価を上回る下落を示した（ロンドン銀塊相場の金1に対する銀の比価は6年15.92、7年16.17、8年16.59、9年17.88）。そのため、海外へ輸出される金銀地金の大部分は金貨金地金となった。政府は8年2月第35号布告により、5年4月制定の「新貨条例」の貿易銀の銀量を4グリーン増量して、アメリカ・ドルと同量の420グリーンとした。次いで9年3月第27号布告で、「新貨条例」（8年6月第108号布告で「貨幣条例」と改称）の貿易銀100円を金貨101円と交換する条項を改正し、貿易銀100枚を金貨100円と交換することとした。これで、日本の金銀貨の法定比価は1：16.33となった。増量貿易銀を提案した大隈大蔵卿の稟議書によれば、日本の貿易銀を東洋市場に流通させ、洋銀（メキシコ・ドル）を駆逐して国益を計る目的である、との旨を述べているが、国際銀塊相場は日本政府の対策を超えて下落を続け、一方悪貨は良貨を駆

第1-6表 商品及び金銀貨幣・地金輸出入額（明治5～9年）

（単位：千円）

年次	商 品			金貨・金地金			銀貨・銀地金		
	輸出(A)	輸入(B)	(A-B)	輸出(C)	輸入(D)	(C-D)	輸出(E)	輸入(F)	(E-F)
明治5	17,027	26,175	△9,148	2,685	—	2,685	1,796	3,692	△1,895
6	21,635	28,107	△6,471	2,614	2,014	600	2,509	1,067	1,442
7	19,317	23,462	△4,145	8,126	3	8,124	5,869	1,069	4,800
8	18,611	29,976	△11,365	10,603	27	10,577	4,061	272	3,789
9	27,712	23,965	3,747	5,872	721	5,151	4,803	7,546	△2,742
計	104,302	131,684	△27,382	29,901	2,765	27,136	19,038	13,645	5,393

出典：大蔵省理財局『金融事項参考書』昭和4年調、568、623、640ページ。

逐する法則どおり、洋銀より量目の多い新貿易銀は死蔵され、市場には洋銀が出回り、金貨・金地金の流出が続いたのである（第1-6表参照）。

このような情勢の中で、金貨兌換の国立銀行紙幣は、発行すればたちまち兌換請求にあつて銀行に還流し、銀行紙幣の流通高は7年6月の135万余円から急速に減少を続け、9年6月末には6万余円と発行許可額の4％に過ぎない状態となった。遅れて開業した第二国立銀行は、洋銀券以外に銀行券を1枚も発行できなかった。預金も伸びず銀行券発行もままならない国立銀行の営業は不振をきわめたので、政府は銀行の新設を許可しない方針を固めるとともに、8年12月には国立銀行の救済融資として、各行が預託した金札引換公債の半額に相当する新紙幣を銀行券を抵当に無利息で1年間貸下げ、さらに9年6月には救済融資を増額した。ここにおいて、公債を交付して政府紙幣を引上げ、銀行紙幣を流通させて金融の疎通を計るという当初の政府方針は、全く烏有に帰したのである。

第3節 藩債整理・秩禄処分と 国立銀行制度の改正

1 藩債整理と新旧公債の交付

藩債の処理については、廃藩置県後旧藩の債務を継承するため調査が実施され、5年4月処分方法を確定した。政府の調査によれば、旧藩の負債総額は7,813万余円であった。うち、天保14(1843)年以前の債務、幕府からの借入金、幕府の借入金、官軍に敵対した諸藩の借入金等は切り捨てられ、切捨て債務額は3,926万余円(総額の50%)と計算された。また、外国に対する債務400万余円は現金で償還し、その他の債務が新旧公債の交付により返済されることとなった。

「新旧公債証書発行条例」は6年3月26日公布された(太政官布告第115号)。新公債は明治1年から5年(1868~72)の間に生じた債務に対し交付される公債で、年利4%、元金は3年据置、償還期限25年であり、交付総額は1,242万余円(248藩分)であった。旧公債は弘化元年から慶応3年(1844~67)の間に生じた債務に対し交付される公債で、無利息、償還期限50年であり、交付総額は1,097万余円(227藩分)であった。

諸藩の外国に対する負債は、利子を加え400万円を超えると見られたが、現金即償を掲げて交渉した結果、31万余円の減額に成功し368万余円を現金で償還したが、官収した抵当物件の払下げ代金を差し引き、280万余円が政府負担となった。

藩債整理の結果、多額の債務が切捨てられたほか、支給される公債の条件は政府に有利、債権者に不利であり、その後新旧公債の市価の値下がり幅も大きかったから、幕府や藩に貸金のあった御用商人には、極めて厳しい措置であった。

2 秩禄処分の財政処理と秩禄の公債への転化

秩禄処分の前史は廃藩置県以前に遡る。明治2年6月版籍奉還があると、公卿・諸侯の称を廃して華族とし、藩主を知藩事に任じその家禄を旧封地歳租の10分の1と定め、家臣団を士族と卒に区分し、その俸禄は各藩が適宜に支給する体制となった。また、維新の戦功を認められた者に賞典禄を給与することになり、2年6月から12月までに3回賞典禄の給付を行い、年々90万石余が政府直接または藩主からの分与として与えられることとなった(但し実際給与は呼高の4分の1)。

次いで2年12月に禄制を定め、華士族の家禄を21等に区分し、俸禄の現石高(禄は石高表示で現米支給)を標準にして各人の家禄を決定させた。これは主従関係により重層的に付与されていた家禄を、個人単位に編成換えし簡易化する措置であった。旧幕臣のうち、静岡藩に封じられた徳川氏に随従した家臣は他藩と同様に扱われたが、維新の始めに帰順した者で100石以上の者は本領安堵し、士族・卒としたほか、公家の地下人、神官及び皇族寺院・摂関家門跡寺院の家士も士族・卒となり、それぞれ家禄を定められた。なお、卒は5年1月の布告で廃止され士族に編入されたので、細分されていた封建的身分関係の呼称は法的に一掃され、華族・士族・平民の3区分となった。

これらの措置を通じて家禄は削減され、下級士族の生活困難はいっそう募り、帰農その他転職を希望する者が多かったので、秩禄の奉還希望者には禄を一時に支給する制度を採用した。すなわち、4年1月から秩禄奉還者に禄高3年分、帰農者には5年分を一時に交付し、次いで、樺太・北海道移住者には禄高7年分を交付した。しかし廃藩置県後、華士族の自由営業が認められたため、農商業等に従事するための家禄奉還制には矛盾が生じ、家禄奉還者への禄高合算支給制は、4年12月いったん廃止された。

こうして、版籍奉還以来の制度改編によって華士族の禄高は削減され、家禄奉還者もあったので、4年7月の廃藩置県時点の全国の総禄高は、維新前に比

べ40%近くを減少したと見られている。しかしながら、廃藩によって華士族の秩禄は全額国庫から支給する体制になったため、国家財政に占める秩禄支給高は極めて大きくなった。第5期（明治4年10月～5年12月）の決算額によると、家禄・賞典禄・社寺禄の支給高合計は金額に換算して1,607万余円にのぼり、これは歳出総額の28%を占めた。これは歳入のうち紙幣発行により補填した1,782万余円を除く実収額の49%に当たる。統一国家形成のため、国費の運用に腐心していた財政当局としては、秩禄処分は早急に解決せねばならない課題であった。

岩倉遣外使節団に随行して4年11月出発した大久保大蔵卿に代わり、大蔵省を預かった井上大蔵大輔と吉田大蔵少輔は、大隈参議の賛成を得て華士族の秩禄を3分の1削減し、残額の6年分を政府が支給することで秩禄処分を終結させること、そのための資金は外債手取り金で行うという案を立案した。この案は秩禄処分と殖産興業を同一外債で賄おうという一石二鳥を狙った案であり、その要旨は、①華士族に対し、禄高の3分の2の6年分の禄券を交付し、禄券の売買を許可する、②禄券は、発行後毎年6分の1ずつ6年間で政府が買収する、③秩禄買収資金及び鉱山開発・鉄道建設資金として、1,500万円乃至3,000万円の外債を募集する、④外債の抵当には家禄削減分を充て、元金は家禄買収期間の6年間で据置き、7年目から償還する、というのである。5年2月、廟議はこの案を実行するため、吉田大蔵少輔に外債募集を委任し、アメリカに派遣することを決定した。

吉田は渡米して岩倉一行と会談し計画を説明したが、岩倉大使、木戸副使とも計画に賛成せず、駐米森有礼少弁務使は積極的に反対意見を表明した。この秩禄処分計画が華士族に苛酷であり、他の方法を採用すべきだというのである。5年3月、一時帰朝した大久保・伊藤と意見を交換した井上は態度を軟化させ、大久保・伊藤の米国到着まで外債募集を待つよう吉田に指示した。次いで5年8月、政府は吉田への委任状を改正し、実収1,000万円入手を目途に英・独いずれかで秩禄外債の募集を行うように命じた。

漸く6年1月、ロンドンで東洋銀行をエージェントとする公債引受シンジケート銀行団が組織され、額面240万ポンド（日本金貨換算1,171万2,000円）の公債募集が実現した。発行条件は、利率年7%、発行価格100ポンドにつき92.5ポンド、2年据置後明治30年までに元利混合済崩法により償還、抵当として毎年米穀40石以上を政府が買上げ備蓄する、というものであった。この公債の実収額は222万ポンド（邦貨換算1,083万3,600円）であった。これは後述のように、家禄賞典禄奉還者の現金給付に支消された。

結局、秩禄処分の根本方針の検討は岩倉一行の帰朝まで待つことになり、6年3月、家禄奉還者に3年分の禄米一時支給制を復活した。しかし、3年分の家禄支給では転業が困難であるとして、増額を望む声は高かった。方針討議の廟議は6年11月に開催された。5月井上は下野し、10月大久保に代わって大蔵卿に就任した大隈は、前年の大蔵省案を再議に付したが否決され、代案として提示した家禄税創設と家禄奉還制を併用する案の採用がほぼ決まり、秩禄処分の最終案は翌年に再度検討することとなった。家禄税及び奉還制についてはさらに煮詰められ、6年12月27日太政官布告第423号で禄税の賦課が、同日第426号布告で100石未満の者に限り家禄奉還者に対する資金下付が発表された。

禄税は「陸海軍資ノ為」との名目で、明治7年以降当分の間、賞典禄を除く家禄に対し賦課する累進税である。家禄高を335に区分し、税高は例えば家禄5万石には35%=1.75万石、千石には17%=170石、5石には2%=1升となっていた。平均10%余の家禄削減になると試算されており、明治7年分の家禄税は金に換算して凡そ295万円であった。

100石未満の希望者に対する家禄奉還資金は、永世禄には6年分、終身禄には4年分を一時に下賜するが、支給方法はその年の貢納石代相場により禄高を金額に換算し、半額は現金、半額は公債支給とした。同時に一時資金受領者に対して、「官林荒蕪地払下規則」により官有の田畑・屋敷跡地・山林・荒蕪地等を代価の半額で払い下げる特権を与えた。次いで7年3月「家禄引換公債証券発行条例」が公布された（太政官布告第39号）。公債の発行条件は年利8%、

2年据置後7年で償還を完了し、外国人を除き公債を譲渡・質入れすることができた。この公債がいわゆる秩禄公債である。

6年12月決定の措置は、その後拡大された。すなわち、7年3月、年限禄受給者にも奉還制適用を規定し、また、家禄を分割して奉還することも可能にした。さらに7年11月には禄高100石以上の者にも奉還制を拡張し、50石分を現金で、残りは公債で交付することとした。次いで同月、旧藩主より分与された賞典禄にもこの措置を拡大した。これにより、一時資金下付は奉還出願者全般に拡大することになった。また、8年12月、賞典禄に対しても禄税が賦課されることとなった。

政府部内における秩禄処分最終決定は遅延したが、その間に8年7月家禄・賞典禄奉還制の中止、及び同年9月禄高の現米支給から現金支給への転換が実行された。奉還制の廃止は大久保内務卿の稟議に基づき、一時資金が士族の就業に役立っていないことを理由として、8年7月14日達によって実施された。6年12月決定以後8年7月の中止までの奉還出願者に対する一時金支給は、秩禄公債発行高が1,656万余円、現金交付高が1,932万余円、合計3,589万余円であった。1,932万余円の現金交付財源は、英国で募集した外債手取金1,083万余円が充てられ、残額は普通歳入により賄われた。なお、この方法で処理された禄高の現金換算額は凡そ610万円、明治7年の家禄賞典禄支給額2,622万余円の23%に当たる。多額の一時金を国庫から支払ったにもかかわらず、国庫の秩禄負担は残ったのである。

家禄・賞典禄の金禄への改訂は、7年12月、大蔵省から正院に稟議されたもので、地租改正により地稅の金納が実施されたことを理由にあげ、明治5～7年3年間の毎地方別の貢納石代相場をもって現米支給を金禄に転換すると述べている。これは翌8年9月達により8年分から実施された。米価の騰貴が決定的になったとき、過去3年平均の米価相場により金禄元高が固定したことは、華士族には不利な決定であったが、政府には米価の騰貴による予算実施の困難を緩和し、同時に秩禄最終処理への地ならしとして役立った。



金禄公債証券

秩禄処分の最終段階、すなわち禄制の廃止は、9年3月の大隈大蔵卿建議により同年5月原案のまま決定され、9年8月5日「金禄公債証券発行条例」として公布された（太政官布告第108号）。これ

はすべての秩禄を原則として金禄公債に換え、華士族に公債を交付する措置である。禄高=金禄元高の公債への転換方法は、禄高の金額の多寡により、禄高の多い者ほど支給倍率と年利率を低く、禄高の低い者ほど支給倍率と年利率を高く定めた。例を挙げれば、永世禄の場合、最高の7万円以上は公債額面が金禄元高の5年分の5分利公債が交付されるが、最低の25円未満には金禄元高14年分の額面の7分利公債が交付される。その間に支給年限が細かく設定されており、公債利子は金禄高1,000円以上には5%、100円以上1,000円未満には6%、100円未満には7%である。また、終身禄の者には永世禄と同一金禄高の年限の50%、年限禄の者には禄の年限により永世禄の支給年限の40%から15%までに分け、利率は永世禄と同額の者は同じとした。また、公債の元金は5年据置後30年間に抽選償還とすること、公債額面5円未満の端数は現金支給とすることが定められた。なお、9年12月11日第152号布告により、1割利付金禄公債発行が追加された。これは、旧藩庁によって禄券売買を認められて買収した禄券に対して、10か年分の1割利付公債を交付することが規定されたものである。

金禄公債の交付は西南戦争のため予定より遅延したが、明治11年中には大部分の交付を終わった。ただし調査が長引いたものがあり、事業が完結したのは

明治23年であった。決算の結果、金禄公債の交付総額は1億7,384万余円（5分利債が3,141万余円、6分利債が2,503万余円、7分利債が1億0,824万余円、1割利付債が918万余円）で、11年中に99.7%が交付されている。なお、現金支給高は73万余円であった。この秩禄処分は下厚上薄となつてはいるが、絶対額が少ない中下土層の生活は困難で、公債の金利収入で自活できる層は領主・上土層のみであったと言われている。

3 「国立銀行条例」の改正と第十五国立銀行

国立銀行の金兌換銀行券の発行は困難に陥り、やむなく新紙幣を銀行に融通して当面を糊塗していたが、条例の根本的改正が必要となった。一方、秩禄処分によって1億7千万円余の金禄公債発行が日程にのぼると、華士族の生活安定のために、秩禄公債の価格維持が当面の課題となった。その二つの課題を解決する案が「国立銀行条例」改正案である。9年6月の大隈大蔵卿の太政官への稟議は、貿易の入超が続き、かつ国際的に金価格が騰貴しているため、国立銀行の営業困難はやむを得ないことで、このまま推移すれば営業が枯渇する。今後散布する巨万の公債証書を抵当として銀行紙幣を発行すれば「(公債の)価格下低ノ憂ヲ助ケ銀行ノ営業モ益旺盛ニシテ民間の融通ヲ開キ物産繁殖ノ資本ヲ輔ケシメンコト必然」と述べている。「国立銀行条例改正」は太政官の裁可を経て、9年8月1日公布された(第106号布告)。主な改正点は次のとおりである。

- (1) 資本金制限を改正し、原則として10万円以上、ただし人口10万人以上の地では20万円以上とする(従前の50万円以上を緩和)、大蔵卿の許可により5~10万円も可。
- (2) 資本金の80%をもって、公債(金札引換公債・秩禄公債・金禄公債等年利4%以上の利付債)を購入し、時価(大蔵省指定価格)で大蔵省出納寮に預託し、同額の銀行券を下付される。
- (3) 銀行は、銀行券流通高の4分の1の発行準備金を、通貨で積み立てるこ

と。

この改正により、国立銀行紙幣は金貨兌換から政府紙幣兌換へと変わり、国立銀行は兌換請求の心配なしに従前より多額の銀行券を発行できることとなり、時価で購入した公債を抵当とすることで、抵当公債の利子収入が増加する等の特典が与えられた。

銀行条例改正直後の8月5日、「金禄公債証書発行条例」公布と同時に、金禄公債の書入・質入・売買契約を当分禁止する旨が布告された。公債交付前の売買契約等は取扱を困難にし、華士族に被害を与えかねないとして、公債証書が交付されるまで売買等を禁止したのである(11年9月解禁)。大蔵省は地方官に対する10年3月の内達により、金禄公債の売買等禁止は「就産ノ道」を失わないための措置で、公債が現実に交付された時、金禄公債をもって新国立銀行の設立許可を与える趣旨である、と伝えた。また、既設の第一・第二・第四・第五国立銀行4行は、改正条例の基準により改めて開業免許を受けることとなり、大蔵省預託の金札引換公債を額面価格で政府に売り渡し、その代金をもって購入した既発秩禄公債を抵当として大蔵省に差し入れ、9年中に開業免状を下付され、営業を継続した。

他の新設国立銀行は、9年12月の第三国立銀行(東京・資本金20万円)を始めとして、第六、第七と次々に開業免状を下付されたが、第十五国立銀行の設立事情は他行と異なっていた。右大臣岩倉具視は、華族の金禄公債を斜合して銀行を設立し、華族に収入の道を確保すると同時に、発行紙幣を大蔵省へ貸し付けて鉄道建設及び外債の消却資金を供給しようという計画を立てていた。そこへ10年2月、西南戦役に征討軍派遣が決まり、政府は急遽華族銀行の紙幣を借り上げ、出兵の費用を賄うことを決定した。10年3月、まず華族に支給される金禄公債をもって、資本金凡そ1,800万円の「国立銀行創立願」を提出させ、同月、大隈大蔵卿と第十五銀行役員間に契約書が取交された。また、翌4月第十五銀行側から要望が出されて承認された。大蔵省・第十五銀行間の取決めの要旨は次のとおり。

- (1) 銀行紙幣の抵当として大蔵省に納付する金禄公債証書は未だ発行していないが、特別に仮証書を付与して国立銀行を設立させる。
- (2) 国立銀行設立のうちは、大蔵省はその発行紙幣1,500万円を大蔵省国債局で借り受け、年5%の利子を大蔵省国債局から銀行に支払うこと。
- (3) 銀行営業中は1,500万円の紙幣は返済しない。
- (4) 大蔵省借受けの1,500万円分の紙幣準備金は、特別に5%・75万円を通貨で積立てることとし、もし銀行券の引換えにより準備金が不足するときは、銀行券を大蔵省に差し出して同額の通貨を下げ渡すこと。
- (5) 大蔵省に預託する金禄公債証書の価額は、5分利付は100円につき55円、6分利付は100円につき63円、7分利付は100円につき71円とし、今後公債価格に変動があっても、他行のように不足分の抵当公債を預託することなく、価額を据え置くこと。
- (6) 他銀行は毎年純益の10%を積立てる義務があるが、純益積立金は5%とすること。

こうして第十五国立銀行は、他銀行より有利な特典を与えられ、10年5月27日、資本金1,782万余円をもって開業し、紙幣1,666万余円の発行を許可され、国立銀行中最大の資本金を有する特殊な銀行として発足した。その紙幣1,500万円は政府が借り上げ、西南戦争戦費として費消された。

4 国立銀行の続出と大蔵省の銀行指導行政

銀行条例改正により銀行営業が有利になったことと、政府の設立奨励により、国立銀行創立の出願は続出した。大蔵省は10年8月地方官に内達して、「貨財ノ運用ハ其地方自ラ定限アルモノニ付或ハ不適度ノ資本ヲ要シ、或ハ過多ノ銀行ヲ起スモ終ニ之カ運轉使用ニ苦シムノミ」と、弱小銀行の設立抑制方針を打ち出した。さらに10年11月、大蔵卿は国立銀行の設立抑制の方法を具体化した提案を太政官に提出した。すなわち、全国の銀行資本金総額を4,000万円、銀行紙幣発行限度額3,442万0,880円（第十五銀行は1,666万0,880円とし、

他は資本金の80%)に制限し、これを人口・税額で各地に割り振って、今後銀行の設立規制を行うという方針である。この趣旨により、10年12月「国立銀行条例追加」(第83号布告)が公布され(11年3月第5号でこの布告を廃止し、同趣旨の条例改正を布告)、大蔵卿は発行銀行紙幣総額の制限、新設銀行の資本金削減、設立不許可の権限を与えられた。大蔵省は地域の事情を勘案して国立銀行の設立を指導し、12年12月5日に開業した第百五十三国立銀行(京都)を最後に、設立認可を打ち切った。内定した銀行が、総資本金4,000万円の制限を超過するに至ったからである。

この間金禄公債の交付はすすみ、11年9月、その書入・質入・売買の禁止が解かれた。金禄公債抵当で開業する禄券銀行は第十五銀行1行であったが、公債の売買解禁以後、禄券銀行の設立が進んだ。条例改正以降の国立銀行開業状況は、9年度(9年7月~10年6月)12行・資本金2,117万余円(うち第十五1,782万余円)・紙幣下付1,934万余円(うち第十五1,666万余円)、10年度(10.7~11.6)27行・資本金323万円・紙幣下付258万余円、11年度(11.7~12.6)119行・資本金1,254万余円(うち禄券1,129万余円)・紙幣下付962万余円、12年度(12.7~12.12)5行・資本金77万余円(うち禄券若干)・発行紙幣55万余円であり、11年度の創立数は119行と総行数の78%がこの年の創設であった。

ここで、大蔵省の初期銀行行政について触れておく。4年8月以降、紙幣寮は紙幣の流通及び新旧紙幣の交換事務とともに、為替会社・銀行の営業管理に当たっていた。国立銀行創設が決定すると、銀行業務の近代化のため、5年10月、紙幣寮御雇として英国人アレキサンダー・アレン・シャンドを雇用した。シャンドは横浜に在住し、マーカントイル銀行に勤務していた銀行事務の熟達者であった。紙幣寮においては、銀行の帳簿・検査その他の近代的銀行業務について指導に当たり、その著『銀行大意』『銀行簿記精法』は日本の銀行行政関係者の必読書となった。7年4月、紙幣寮の中に銀行学局が開設され、当初官員から10人を選抜し、シャンドの指導下に簿記法・経済学その他銀行業務に

必要な学科を学ばせた。次いで8年2月には、自費通学生20人を集め銀行営業に関する知識を授けるなど、近代的銀行業務の伝達に努めた。9年7月学局を廃止し翻訳掛を置き、通学生の指導を翻訳掛が兼務した。10年1月の大蔵省組織改正により銀行の管理監督が紙幣寮から本省銀行課に移管されると、同年2月伝習所を開設し、官員ばかりでなく各銀行の社員や府県の銀行掛等から通学生を集め、簿記を主として銀行営業に必要な学科を教授し、12年6月までに大蔵省で銀行業務等を学んだ者は300名を超えたという。

また、銀行条例改正により国立銀行開設出願が続出すると、銀行課編集の『銀行雑誌』が発刊された。10年11月の雑誌発行の伺書には、シャンドの口述や欧米原書の翻訳が手元にあるが、それを校訂して発刊するのは時日を要し、また読者に便利ではないので、文部省の『教育雑誌』、衛生局の『衛生雑誌』の体裁にならい、前記の翻訳や欧米銀行雑誌の一部を必要に応じ掲載し、加えて論説や銀行事情等を編集して、国内の銀行営業や経済取引に資したい、と発刊の趣旨を述べている。『銀行雑誌』は11年6月第7号で発行部数1,000部に達した。本省内に置かれた銀行課は、13年5月銀行局に昇格した。

第4節 西南戦後インフレーションとその対策

西南戦役の財政始末と戦後インフレーションに対する財政金融政策については、既に第2章第3・4節に述べた。ここでは、インフレ対策の実態面について述べる。

1 紙幣流通高の増嵩と紙幣の消却

明治初年に発行された太政官札・民部省札・大蔵省兌換証券・開拓使兌換証券の政府紙幣及び廢藩置県以前に各藩で発行した藩札は、すべて不換政府紙幣である新紙幣と交換回収されたことは既述した。明治10年代初頭の日本国内では、一般的には新紙幣が流通し、これに改正条例によって発行を開始した国立銀行紙幣が加わっていた。なお、造幣局における小額補助銀貨銅貨の鑄造は遅れ、7年2月から発行されたものの、まだ市場には幕府時代の旧銅貨が流通していた（流通額は不明）。また、開港場では貿易通貨として1円銀貨＝貿易銀と洋銀が通用し、同時に第二国立銀行発行の洋銀券、外国銀行発行の証券が銀貨兌換紙幣として流通していた。

ところで、明治10年の西南戦争の戦費には、第十五国立銀行紙幣1,500万円を借り上げて経費に充て、次いで損傷紙幣交換のための予備新紙幣2,700万円が使用されることとなった。明治6～9年各年末の紙幣流通高は1億円前後であったから、一時に4,000万円を超える紙幣の市場投入には反対意見もあった。しかし、財源を公債に求めても募集困難とみられ、また租税増徴も士族反乱という情勢下で政治的に実行不能であった。政府は三条太政大臣名で10年12月27日布告して（太政官布告第87号）、征討臨時費を本年歳入をもって支弁するにあたり、予備紙幣2,700万円を発行し、目下流通している小額紙幣2,700万円は明治11年以降15年間に補助銀銅貨と交換すること、新紙幣は交換を願い出れば、年利6%付の金札引換公債と引き換えること、を約束した。

西南戦役の政府軍は、10年2月に出兵し同年10月には解散が決定されているので、戦費の大部分はこの間に支出されたものと考えられるが、12月に政府紙幣2,700万円の発行が公示されたのは、それまで政府内の経費に充てるべき紙幣等が戦費のために繰替え払い出されていたものと考えられる。ともかく、政府紙幣のうち10年12月末に8,924万余円であった新紙幣の発行額は、翌11年1月末には1億1,624万余円と、2,700万円増加した。発行紙幣金額、すなわち第1種政府紙幣のほか予備新紙幣の繰替発行、藩札及び国立銀行紙幣の合計額は、同じ1か月間に1億1,934万円余円から1億4,640万余円と、2,706万円の増加となった。そして11年3月には、予備紙幣発行を含めた政府紙幣の発行高は、この時期最高の1億4,119万余円にのぼり、11年末の紙幣流通量は一挙に1億6,570万円へと増加した。

これに対し政府は第2章で既述したように、紙幣・公債の消却計画と財政の冗費節減計画をたて、紙幣消却については度々改訂強化した。実際に政府が予算に計上した紙幣消却費によって消却した紙幣額は、11年度716万余円、12年度200万円、13年度200万円であり、これに金札引換公債によって引上げた紙幣消却額を加えると、3年度間に凡そ1,460万円の紙幣が消却された（171ページ第2-4表参照。歳出決算上の紙幣消却額が実際消却額と異なるのは、国庫出納上の年度のずれのためである）。しかしこの間、予備紙幣の流通高は減少せず、最高時の13年1～2月には2,218万余円にのぼった。当時、国庫金の一時不足は予備紙幣の繰替使用によって賄っていたが、年度内にそれを返却することができない状態のため、予備紙幣の発行高が増加したのである。インフレの高進により国の経費は増加するが、歳入の80%前後を占める地租収入は固定しており、国庫のやり繰りが苦しかった状況を反映している。この予備紙幣を含む政府紙幣発行の最高時は11年3月であったが、その後国立銀行紙幣の発行が漸増し、政府紙幣・銀行紙幣合計の最高時は13年1月の1億7,001万余円である。明治10～15年各年末の紙幣流通高を見ると、11年以降季節の変動はあるが総額は減少の方向を示している（第1-7表）。紙幣消却と経費節減の努力を

第1-7表 紙幣流通高（明治10～15年）

（単位：千円）

年末	総計	政府紙幣		国立銀行紙幣
		計	うち予備紙幣繰替発行	
明治10	*119,341	105,897	12,061	13,353
11	165,698	139,419	19,618	26,280
12	164,355	130,309	16,118	34,046
13	159,367	124,940	16,528	34,426
14	153,302	118,905	13,000	34,397
15	143,754	109,369	4,000	34,385

注：*には、藩札流通高91千円を含む。

出典：前掲「明治貨政考要」158～59ページ付表。

るが、10年10月に戦争が終了したのに11年3月に政府紙幣の発行額が最高に達したことは前述した。一方、11年5月に額面1,250万円の起業公債が公募され、その募集金1,000万円の公債収入は11年度の揚超要因であり、11年度の起業公債金支出は発行費を含め28万余円に過ぎなかった。この収入金は翌12年度から順次市場に投下され、紙幣の散超要因となった。また、既述のように1億7,000万円にのぼる金禄公債の書入・質入・売買が11年9月解禁され、公債資金化への端緒となり、国民の手もと資金が流動化したとみられる。同時に金禄公債抵当の国立銀行が多数設立され、12年以降国立銀行紙幣の発行が激増した。これらがインフレーション顕現のひきがねになったと考えられる。

2 洋銀・正米相場の高騰と市価抑制策

当時、物価の騰勢は洋銀相場・正米相場の騰貴として現れた。この事態に対する大隈大蔵卿の見解（12年6月「財政四件ヲ挙行セン事ヲ請フノ議」）は、洋銀騰貴の原因は輸出入の不均衡にあり、これを年々巨額の官庁支払い（外債元利払・在外公館経費等を含む）により差を補っているが、漸次正金の欠乏と

反映して、政府紙幣の流通高が減少した為である。しかし、紙幣流通量の漸減傾向にもかかわらず、インフレーションが顕在化した11～12年頃から14年までは、物価高騰とみせかけの好景気が続いたのである。

インフレーションの要因は、西南戦役の戦費のための不換紙幣増発に

なり、積年の正貨欠乏が洋銀需要を呼び起こして洋銀騰貴となり、それが投機を生んでいる。洋銀騰貴のために紙幣が増発されたのであり、米価の高騰は多量の内地米穀が輸出されたため、洋銀騰貴・紙幣増発のせいではない。従ってその根本的救済は、物産増殖・輸出拡大・外国品需要の減少・関税制の改正により、貿易銀が洋銀の勢力を圧倒するにあるが、当面は紙幣消却を進め、洋銀投機を抑制することが必要である、というものであった。このためインフレ対策はこの考えのもとに進められたのである。

第1-8表 商品及び金銀貨幣・地金輸出入額 (明治10~14年)

(単位：千円)

年次	商品			金貨・金地金			銀貨・銀地金		
	輸出(A)	輸入(B)	(A-B)	輸出(C)	輸入(D)	(C-D)	輸出(E)	輸入(F)	(E-F)
明治10	23,349	27,421	△4,072	6,222	162	6,059	3,219	2,011	1,208
11	25,988	32,875	△6,887	4,601	0	4,601	3,728	2,189	1,539
12	28,176	32,953	△4,777	4,750	732	4,018	8,029	2,403	5,626
13	28,395	36,626	△8,231	5,888	21	5,868	7,335	3,618	3,717
14	31,059	31,191	△132	2,247	0	2,247	5,244	1,856	3,388
計	136,967	161,067	△24,100	23,708	915	22,793	27,555	12,077	15,478

出典：大蔵省理財局【金融事項参考書】昭和4年調、568、623~24、640ページ。

ここで、明治10年から14年までの5年間の貿易収支と金銀貨幣及び地金銀の流出の実態を見ると(第1-8表)、4年から9年までの5年間(前掲114ページ第1-6表参照)と同様に輸入超過と金銀流出が続いている。前後の5年間を比較すると、貿易入超過は若干減少したが、金銀の流出量がかえって増えている。ところで、明治8~9年頃は金銀貨・洋銀と紙幣は概ね並価で流通し、貿易の消長により相場が変動しても3~4%前後に止まっていた。しかし、明治10年に入り季節変動とかかわりなく上昇傾向にあった洋銀相場は、不換紙幣の増加・国内物価の上昇=紙幣価値の下落とともに上昇を続け、この間米相場も同様な値上がりを見せた(第1-9表参照)。銀米相場の上昇は投機の風潮を

第1-9表 洋銀相場・正米相場推移 (明治10~15年毎月平均)

		(単位：円)											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
[洋銀相場—1ドルにつき紙幣円]		1.01	1.04	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.05	1.05	1.04	1.04	1.03
明治10		1.05	1.08	1.11	1.08	1.07	1.06	1.07	1.08	1.11	1.14	1.13	1.17
11		1.22	1.25	1.27	1.25	1.16	1.10	1.12	1.17	1.16	1.23	1.29	1.34
12		1.37	1.39	1.44	1.55	1.37	1.37	1.38	1.38	1.48	1.65	1.70	1.66
13		1.73	1.75	1.77	1.80	1.61	1.63	1.63	1.63	1.68	1.73	1.69	1.70
14		1.70	1.65	1.55	1.54	1.55	1.56	1.56	1.66	1.61	1.59	1.48	1.40
[正米相場—1石につき紙幣円]		4.63	5.00	4.91	4.75	4.78	5.30	5.30	5.58	5.39	5.24	5.31	5.67
明治10		5.37	5.58	6.00	5.88	6.14	6.24	5.89	5.84	5.83	5.98	6.66	7.03
11		7.14	7.05	6.88	7.12	7.12	9.30	7.56	8.44	9.32	8.85	8.93	8.99
12		8.15	8.36	9.14	9.71	10.79	10.88	11.21	11.64	10.97	10.95	11.69	12.11
13		11.44	11.53	11.48	10.80	10.02	10.45	10.28	9.69	9.44	9.75	10.30	10.69
14		9.73	9.65	8.86	8.34	8.34	8.59	8.50	9.12	9.17	9.31	8.88	7.78

注：洋銀相場は、12年4月までは横浜市中相場、12年5月からは横浜取引相場。

正米相場は東京における上・中・下米の平均。

出典：前掲「明治貨政考要」中巻、223~24、239~40ページ。

呼んで、更に相場上昇の要因となり、銀貨の値上がりは輸入品価格の、米の値上がりは国内他商品の値上がりを誘発し、インフレーションを助長した。

12年3月、洋銀1ドルにつき紙幣1円27銭と30%近くの変動を見るに及んで、大蔵省は洋銀相場の鎮静化のために市場介入を行うこととした。12年5月、横浜在住の英国人 E. B. ワットソンと金銀貨の預合契約を結び、大蔵省より金貨300万円をワットソンに預け同額の銀貨を預かって、第一・第二国立銀行及び三井銀行の3行に委嘱し、密かにこの銀貨を市場に売り出させた。そのため、洋銀は1ドル1円20銭台から7月には平均1円10銭へと下落したものの、銀貨の売出しが緩むと再び騰勢に転じた。翌13年4月、再度ワットソンと300万円の預合を行い、これに政府手持ち銀貨、及び銀貨の市場投入で得た紙幣により購入した銀貨を加え、大蔵省が13年5月から9月までに前記3行（うち70%は第二国立銀行）に売り出させた銀貨は598万余円に及んだ。ほかに新設の横浜正金銀行が18万余円を売却したので、5か月間の売却銀貨は617万余円、代金は紙幣で863万余円であった。12年5月からの1年5か月では917万余円の銀貨を市場に投入したのであり、準備金として蓄積された政府の金銀は紙幣に変わった。しかし、銀貨売出しを停止した13年9月以降、反動で洋銀相場は跳ね上がり、1円70銭台から14年4月平均1円80銭にまで上昇し、その後若干の下落をみたものの、相場の回復はなかなか望めなかった。

米についても同様で、大蔵省は浅草米廩その他の政府貯米を一時売り出したが、売出しを止めればかえって前よりも騰貴する勢いを示し、銀・米の市価抑制策は完全に失敗に帰したのである。

なお、インフレ高進に伴って公債の市価下落、金利の騰貴をもたらした。政府は11年9月の金禄公債売買解禁以後その市価維持に努め、大蔵省は12年10月までは金禄公債を82円で買上げる方針を採った。そのため、市価は額面100円につき80円台を保っていたが、買上げを停止した12年11月以降70円台から60円台へと下落し、他の秩禄公債や新公債等の市価もまた下落した。公債利子はインフレで目減りし、公債市価も下落して、俸禄が公債に替わった士族の困窮は

いっそう募った。一方、地租税率の軽減に加え、米価騰貴の恩恵に浴した農民の所得は、この時期に一時増加したのである。

3 金銀貨の相場取引公認と横浜正金銀行の設立

洋銀相場が騰勢を示す中で、政府は11年5月、増量貿易銀（420グリーン）を開港場ばかりでなく、公納その他一般取引に無制限に通用することを布告した（第12号布告）。しかし洋銀よりも重い増量貿易銀は死蔵され、広範な流通は望めなかった。そこで同年11月、政府は第35号布告により増量貿易銀を廃止し、1円銀貨を当初の「新貨条例」と同量（全量416グリーン）に戻すこととした。次いで翌12年9月、この1円銀貨と洋銀の並価通用を認め、同年10月第41号布告により円銀も公私無制限に通用することとし、円銀に本位貨の資格を与えた。ここにおいて、日本の貨幣制度は、法的にも金銀複本位制を採ることになった。

この間、政府は洋銀の投機取引を抑制する目的で、12年2月横浜洋銀取引所を設置（第8号布告）し、5月から政府手持ちの洋銀を取引所で売り出し、市場操作を通じる洋銀価格の抑制に乗り出した。次いで同年9月、1円銀貨と洋銀の並価通用を布告した機会に、横浜洋銀取引所を横浜取引所と改称し、東京・大阪両株式取引所とともに、金銀貨幣の相場取引を公許した。洋銀投機が盛んになり、日本の金銀貨幣古金銀が洋銀相場に支配されている現状を打破し、日本の金銀貨に正当な相場を立てて洋銀相場を支配する道を開き、将来1円銀貨の通用を拡大し「漸次洋銀ヲ駆逐シテ東洋貿易ノ媒介ニ於テ独歩ノ地位ヲ占有スルニ至ル」道程にしようとい図して採られた措置であった。

この金銀貨幣の相場取引公許の前後に、大隈大蔵卿は洋銀相場の変動と円銀の安定流通の根本対策として、貿易銀行設立を計画した。これは慶応義塾塾頭の福沢諭吉とその周辺で企画され大隈に持ち込まれた案で、円銀300万円を資本とし、「国立銀行条例」に準拠した貿易金融機関の設立案である。この案は福沢推薦の愛知県士族中村道太に伝えられ、中村ほか22名の発起人から12年11

月「正金銀行設立願書」が提出された。願書の趣旨は、近年貿易不均衡のため金銀貨の価格騰貴を生じ、金銀貨幣の流通が阻害されているので、資本金300万円で横浜正金銀行を設立し、金銀貨幣を供給して貿易金融を疎通することが急務であるとしていた。翌12月、大隈大蔵卿が太政大臣宛に提出した上申によれば、正金銀行設立の趣旨として、①正金銀行は専ら正金銀をもって取引する銀行で、将来は金札引換公債抵当で銀行紙幣を発行する旧「国立銀行条例」と同様な銀行とする予定であること、②東京・大阪・横浜の取引所における金銀貨取引では、貿易の消長による銀貨騰貴は抑制できないから、銀貨集散の中心に正金銀行設置の必要があること、③正金銀行を設置すれば、1億円にのぼる死蔵金銀貨が利息を求めて銀行預金となって現れ、これを運転して貿易金融の疎通を図れば、正貨兌換の紙幣発行も可能となり、他の国立銀行もこれにならって「旧銀行条例ノ目的即チ正金兌換紙幣消却ノ効ヲ奏シ、竟ニ不換紙幣ノ跡ヲ世間ニ絶」つことも不可能ではないこと、が説かれている。

翌13年2月、政府の認可を経て開業した横浜正金銀行は、資本金の3分の1の100万円を政府が出資する特別な銀行であった。しかし、民間で調達した資本金は、全額を正貨で集めることができず、一部紙幣をもって営業を開始した(2月28日)。創立時の銀行の要綱は次のとおり。

- (1) 「国立銀行条例」に準拠した銀行とするが、当分紙幣発行は認めない。
- (2) 資本金300万円。うち100万円は政府が円銀をもって出資し、200万円は民間で株式を募集する。しかし、本来全額正金払込とすべきところ正金購入が困難なため、創業時は5分の4、すなわち160万円を紙幣で払い込むことを認める。
- (3) 資本金として払い込まれた紙幣は金札引換公債に交換して保有し、市場で正貨が欠乏したときは、この公債を担保として政府から銀貨を借り入れることができる。
- (4) 政府出資金に対する配当が6%以上のときは、6%超過分は銀行積立金とする。

- (5) 大蔵省派遣の管理官が銀行業務を監督し、営業上の重要事項はその指揮をうける。
- (6) 銀行頭取・取締役・支配人は株主・役員により選任されるが、大蔵卿はその解任・選任の権限を持つ。

発足した正金銀行の資本金は半額以上が紙幣であって、前年の大隈上申に示された正金専用の銀行設立の意図からは、かけ離れたものとなった。そこで大隈は13年5月、外債5,000万円を募集して外資による紙幣の一举消却・正貨兌換の幣制樹立を提案したが、閣議は賛否両論に分かれ、6月勅裁によって外債募集案は廃案となった。また、政府手持ち金銀の市場投入等による準備金の費消についても、政府部内から非難が起こった。佐野大蔵卿は13年9月、東京・大阪・横浜の各取引所における金銀貨幣の相場取引を禁止し、銀貨の市場投入も中止した。

次いで13年10月、当面の紙幣消却策として「金札引換公債証書発行条例」を改正し、政府紙幣と交換した同公債の元利金支払いを正貨で払うこととした。横浜正金銀行の需要もあって、同公債の発行額は13年中で300万余円に達した。また、同じ10月、政府は輸出奨励のみならず紙幣を正貨に交換する目的で、横浜正金銀行に対し御用別段預金の預入を通達した。これは準備金から300万円を割いて、必要に応じ紙幣で正金銀行に預金され、直輸出の荷為替資金とし、取得した正貨を政府が蓄積するために運用される資金である。すなわち「預入規則」には、①外国直輸出のための荷為替資金に使用を限定する、②外国において取立てた荷為替換金は政府に納入する、③大蔵卿の特別の許可がない限り自行のために運用できない、等が明記され、預金貸付金利等にも政府の規制があった。この政府預金は、翌14年7月にさらに100万円増額されている。

4 公債募集による一大正金銀行設立案

13年6月、大隈提案の5,000万円の外債募集による正貨兌換制度への移行案が廃案となり、次善の策として提案された大隈の「財政更革ノ議」は、1,000

万円の余剰財源捻出により紙幣消却を行う案であった。これをもとに、大隈・伊藤両参議共同で9月から11月にかけて財源捻出案を具体化していった。すなわち、酒税増徴・国庫負担の地方転化・政府経費の削減・官営工場払下げ計画等である。しかし、これらは翌14年7月に始まる14年度予算で実施される計画であり、当面現実の物価の騰勢を抑制し、通貨変動を救済する案とはなり得なかった。14年に入っても銀米相場の高騰は続き、自由民権運動の高まりの中で政府の失政を非難する声は止まなかった。そこで大隈は、再度紙幣を消却して兌換制へ移行する案の検討を始めた。大隈案は伊藤の賛同を得て、7月太政官に大隈・伊藤連名で、建議「公債ヲ新募シ及ヒ一大銀行を設立センコトヲ請フノ議」が提出された。建議は8月1日採択され、更に詳細な方策を取調べるよう伊藤に下命があった。建議の大要は次のとおり。

- (1) 速やかな紙幣消却・正貨準備蓄積のため、公債5,000万円を募集する。
- (2) 公債は、①紙幣で応募してよいが、正金で償還する、②応募奨励のため、毎年元金償還時に抽選で賞与金を付ける、③いつでも公債と紙幣の交換を認める、③正貨での応募に対しては、時価で紙幣に換算して公債を付与する、④日本の法制の枠内で外国人の応募を認める、という条件をつけた特殊な公債であること。
- (3) 横浜正金銀行を吸収し、政府出資及び民間株式募集により、資本金1,500万円の一大正金銀行を設立する。
- (4) 銀行は、①外債募集を担当し、②外国為替業務等による正貨流入の調整、③政府紙幣に替わる兌換銀行券発行、④国内金融市場の統制、⑤国庫金取扱業務、などの役割をもつこと。

この案は、前年の外債募集論の轍を踏まないように内国債の募集を建前としながら、外人の応募を歓迎して正貨の蓄積をも期し、また国内の紙幣による応募によって紙幣を急速に吸収し、当面の通貨対策の役割をも果たすことが意図されている。また、横浜正金銀行に行わせている荷為替資金貸付を拡大して正貨の吸収をはかり、紙幣発行準備金を確保して、前年正金銀行設立時に描いた

政府紙幣を兌換銀行券へ転換する夢を実現しようという案であったと考えられる。

しかし10月、十四年政変により大隈参議が政府から追放され、松方大蔵卿が登場するとこの案は廃案となり、新たに松方構想による紙幣整理と日本銀行設立準備が開始されることとなる。